

令和2年4月28日

関係学校長様

教育委員会事務局
指導部保健体育担当課長
(給食グループ)

5月9日以降の学校給食の取り扱いについて

標題について、5月10日までの学校休業が決定されたところですが、学校給食については、新たに5月9日(土)から5月17日(日)まで実施しないことを決定しましたので、次のとおり取扱いをお願いします。

なお、5月11日以降の学校の再開及び5月18日(月)以降の学校給食の実施については現時点では未定です。確定次第ご連絡いたします。

記

1 精米(自校炊飯校)について

5月第3回分^(※)の精米については、保健体育担当給食グループで発注を停止しますので、学校での手続きは不要です。

※ 参考：5月第3回分の当初配送日 5/7(木)～5/8(金)

2 先送り食材について

5月11日～15日分の先送り食材については、今後も使用予定がありますので、適切に保管してください。使用の詳細については後日お知らせします。

なお、発注の都合上、先送り食材は通常どおり納品されます。食品倉庫に保管しきれない先送り食材については、調理室内等で段ボールから出して保管していただいても差し支えません。

今後、給食が再開されるときには、改めて先送り食材の保管方法についてお知らせします。

3 特配について

すでに申請済みの5月11日～15日分の特配については、保健体育担当給食グループにてキャンセルの手配をします。

4 システムへの入力について

(1) 給食システム(エイブンスystem)

今回の臨時休業中の食材の停止は保健体育担当給食グループが行いますので、シ

システムへの食数減の入力を行わないようにお願いします。

(2) 業務システム（教職員給食費）

給食を実施しない期間の給食実施日数を減らして入力してください。

5 民間委託校の給食調理従事者等について

民間委託事業者（配送配膳業務のみの事業者も含む）へは、1 について通知済みです。

また、民間委託の調理従事者及び配膳員は1の期間中、基本的には出勤しませんが、調理従事者については、学校の事情により必要な時は出勤を要請できますので、適宜、民間委託事業者と調整をお願いします。

ただし、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止の趣旨を踏まえ、極力、調理従事者への急を要しない事情による出勤要請は控えていただくよう、よろしくをお願いします。

○この通知に関する問い合わせ先

- ・学校給食全般に関すること

指導部 保健体育担当給食グループ

担当 森・上田・伊藤 電話 06-6208-9143

- ・教職員の給食費に関すること

学校運営支援センター学務担当(学校徴収金・授業料 G)

担当 宮脇・永瀬 電話 06-6115-7832